

(趣旨)

第 1 条 この告示は、簡易専用水道の適正な管理運営を図るため、水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)及び水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において使用する用語は、法、水道法施行令及び水道法施行規則において使用する用語の例による。

(届出)

第 3 条 簡易専用水道を設置した者(以下「設置者」という。)は、簡易専用水道設置届(様式第 1 号)により速やかに市長へ届け出るものとする。

2 設置者は、前項の規定により届け出た事項を変更したときは、簡易専用水道変更届(様式第 2 号)により速やかに市長へ届け出るものとする。

3 設置者は、簡易専用水道を休止又は廃止したときは、簡易専用水道休止(廃止)届(様式第 3 号)により速やかに市長へ届け出るものとする。

(設置者の責務)

第 4 条 設置者は、簡易専用水道に関する法令及び例規を遵守することにより、衛生的で安全な水の供給に努めるものとする。

(水道事業者との連携)

第 5 条 市長は、簡易専用水道の管理等について水道事業者と連携協力し、管理水準の向上を図る措置を講ずるものとする。

(登録検査機関との連携)

第 6 条 市長は、簡易専用水道の管理水準向上のために必要なときは、設置者の同意を受けたうえで、登録検査機関(厚生労働大臣の登録を受けた検査機関をいう。)に対して受検状況及び施設の管理状況に関する情報の提供を求めることができるものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第 7 条 市長は、設置者から必要な報告を徴し、又は職員を簡易専用水道施設のある場所に立ち入らせ、必要な検査をさせることができるものとする。

(補則)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。